令和７年（フ）第７９１号
埼玉県草加市青柳三丁目８番31号
破産者　有限会社パシモ
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６０４号
東京都八王子市泉町682番地１八王子泉町住宅１―405号
破産者　森田　　勝
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３４４号
名古屋市中川区中島新町３丁目2513番地　１Ｆ
破産者　株式会社Ｃｒｏｓｓ　Ｌｉｎｅ
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７５号
名古屋市熱田区金山町１丁目４番１号
破産者　株式会社ミリオレ
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８８１号
大阪市平野区平野北２―３―13
破産者　株式会社ｓｔｅｐ　ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２７号
岡山県倉敷市庄新町10番７―13号
破産者　株式会社Ｓ＆Ｄサービス
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１０３０号
福岡市博多区美野島四丁目１番１―1112号
破産者　Ｓｈｉｎｏｂｕ　Ｒｉｄｅｒ株式会社
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２５号
宮崎県延岡市出北５丁目15番32号
破産者　福島工務店株式会社
1　決定年月日　令和８年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和６年（フ）第７１３５号
兵庫県神戸市須磨区須磨本町２丁目１―47、開始決定時の住所埼玉県熊谷市拾六間770―９
破産者　嵯峨　純一
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６４１７号
東京都品川区東大井３丁目１番３号
破産者　エクラス株式会社
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８３３２号
東京都中央区築地３丁目７番２号　第五銀座ウェスト築地ビル４Ｆ
破産者　ストレッチラボラトリー株式会社
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８３３３号
東京都墨田区立花６丁目21―５―411
破産者　馬場　郁弥
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９３２号
東京都葛飾区東新小岩８丁目７―18―302
破産者　金山容明こと　金　　容明
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９３３号
東京都葛飾区東新小岩８丁目７―18―302
破産者　金山清子こと　權　　清子
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０４９号
東京都新宿区早稲田鶴巻町107―13―401
破産者　眞鍋　　淳
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１０７号
東京都杉並区宮前２丁目30―22―201
破産者　須賀　法子
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１０８号
東京都杉並区宮前２丁目30―22―201
破産者　須賀　智美
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１１８号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目４番５号　星ビル６Ｆ
破産者　株式会社ラブニール
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１２９号
東京都品川区西五反田５丁目４―５―1001
破産者　官田　尚子
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１５０号
東京都府中市本宿町１―46―２　３階、住民票上の住所東京都立川市富士見町２丁目21―５―201
破産者　赤根　直紀
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２１９号
東京都江戸川区上篠崎２丁目５―18
破産者　張替　隆司
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部